

会社法施行規則及び会社計算規則の一部改正について

1 改正の概要

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、施行の日から6か月以内に招集の手続が開始される定時株主総会に係る事業報告及び計算書類の提供に限り、いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度の対象となる事項の範囲を拡大する省令の改正をすることを予定しています。

2 改正によりウェブ開示によるみなし提供制度の対象となる事項

改正により、次に掲げる事項をウェブ開示によるみなし提供制度の対象とすることを予定しています（注1）（注2）。

- (1) 株式会社が事業年度の末日に公開会社である場合において事業報告に表示すべき事項のうち「当該事業年度における事業の経過及びその成果」（会社法施行規則第120条第1項第4号）及び「対処すべき課題」（同項第8号）
- (2) 貸借対照表及び損益計算書に表示すべき事項

（注1）ウェブ開示をする旨の定款の定めが必要です。ただし、改正前の会社法施行規則又は会社計算規則に基づきウェブ開示をする旨の定款の定めが既にある場合には、改正を受けて定款の定めを新たに設けたり、変更したりする必要はありません。

（注2）貸借対照表及び損益計算書に表示すべき事項については、会計監査報告に無限定適正意見が付されていることなどの一定の条件を満たす場合にのみ、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象となります（計算書類について株主総会の承認（会社法第438条第2項）を要することとなる場合には、貸借対照表及び損益計算書に表示すべき事項は同制度の対象となりません。）。

3 株主の利益への配慮

改正前の会社法施行規則及び会社計算規則においてはウェブ開示によるみなし提供制度の対象とされていなかった2の事項を同制度の対象とするものであることから、2の事項についてウェブ開示をする場合には、株主の利益を不当に害することがないよう特に配慮しなければならないこととすることを予定しています。

以上